

# 教育課程編成の指針

---

(幼稚園、小学校、中学校)

平成30年1月  
神奈川県教育委員会

## まえがき

一人ひとりの幼児・児童・生徒が、(将来) 自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること

幼稚園教育要領、小(中)学校学習指導要領 前文に基づく

改訂された幼稚園教育要領、学習指導要領のもと、各学校では教育課程の編成に向けた検討が始まっていることと思います。貴校では、今回の教育課程の編成に際し、誰がどのように関わっていくのでしょうか。また、教育目標の実現に向けて、今後も継承していくべき貴校の「強み」はどんなところでしょうか。

各学校においては、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」といった子どもを中心に据えた視点から教育課程を編成し、その後も不断の「カリキュラム・マネジメント」により、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことが大切です。

教育課程を編成する際には、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねてきた教育実践等の蓄積を生かしながら、子どもたちや地域の現状から、「強み」や「課題」を捉え、家庭や地域社会と協力して教育活動の更なる充実を図っていくことが重要です。

さらに、県教育委員会としては、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて、支援教育の理念を踏まえ「子ども一人ひとりの発達をどのように支援するか」について、組織的・計画的な取組を充実させることが特に重要と捉えています。

また、今回の教育課程の編成は、「地域とともにある学校づくり」の実現に向けた大きな契機です。各学校の全教職員が編成の検討に当たることはもちろんですが、校区の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校・中学校と連携しながらの検討も必要です。さらには、編成した教育課程を、中心に据えた子どもたちはもとより、保護者や地域の方々と共有していくことが、何よりも重要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、県教育委員会では、改訂された幼稚園教育要領、学習指導要領の理念や基本的な考え方を基に各学校が教育課程を編成する際の資料として、「教育課程編成の指針」を作成しました。

各学校におかれましては、この指針を御活用いただき、地域や学校の実態、子どもたちの発達の段階等を踏まえ、創意工夫を生かした特色のある教育課程を編成し、実施するようお願いいたします。

平成30年1月

神奈川県教育委員会

子ども教育支援課長 宮村進一

## 教育課程編成の指針 目次

### まえがき

幼稚園編	1
------	---

### 小学校編

総 説	9
第1章 総 則	11
第2章 各 教 科	
第1節 国 語	15
第2節 社 会	19
第3節 算 数	23
第4節 理 科	27
第5節 生 活	31
第6節 音 楽	35
第7節 図画工作	39
第8節 家 庭	43
第9節 体 育	47
第10節 外国語	51
第3章 特別の教科 道徳	55
第4章 外国語活動	59
第5章 総合的な学習の時間	63
第6章 特別活動	67

### 中学校編

総 説	71
第1章 総 則	73
第2章 各 教 科	
第1節 国 語	77
第2節 社 会	81
第3節 数 学	85
第4節 理 科	89
第5節 音 楽	93
第6節 美 術	97
第7節 保健体育	101
第8節 技術・家庭（技術分野）	105
技術・家庭（家庭分野）	109
第9節 外国語	113
第3章 特別の教科 道徳	117
第4章 総合的な学習の時間	121
第5章 特別活動	125

